

相続手続に必要な戸籍謄本の取得について

I 戸籍謄本が必要な理由について

相続財産は、民法 898 条で「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とあります。相続開始後遺産分割確定までの間の相続財産は、原則として法定相続人の「共有」となります。

よって、お亡くなりになった方（被相続人）の出生時から死亡時までの戸籍謄本を拝見し、法定相続人を確認させていただいています。

II 戸籍謄本とは

戸籍謄本は、戸籍の内容を証明するもので、種類により異なる名称が使用されます。また、戸籍とは、日本国民が出生してから死亡するまでの身分関係（出生、婚姻、死亡、親族関係等）を登録し、公に証明するための公簿です。戸籍法に基づく届出により記録され、本籍地の市区町村役場に保管されています。

名称	内容
戸籍謄本	戸籍に記載されている事項全てが記載されたものです。 (戸籍抄本は、戸籍に記載されている者のうち、一人または複数人抜粋して証明したものです。)
全部事項証明	電子化された戸籍を「全部事項証明」といいます。
改製原戸籍謄本	戸籍法の改正により、戸籍の様式等が変更された際の手換前（改製前）の戸籍謄本のことを「改製原戸籍謄本」といいます。
除籍謄本	死亡・婚姻等により戸籍から一部の者を除くことを除籍といい、一戸籍内の全員が除籍された除籍簿の写しを「除籍謄本」といいます。

III 戸籍謄本の種類

戸籍の様式や編成基準は法令等の改正により変更され、法改正により戸籍を作り直すことを戸籍の「改製」といいます。昭和以降の主な戸籍の改製は以下の 2 つがあります。

昭和 23 年施行の戸籍法および昭和 32 年法務省令第 27 号による改正	家を単位とした戸籍から夫婦親子を単位とした戸籍に変更
平成 6 年法務省令第 5 号による改製	戸籍事務のコンピュータ処理が可能になったことに伴う変更 (「縦書き」から「横書き」に変更)

Ⅳ 必要な戸籍謄本について

被相続人の「生まれてから亡くなられた時まで」を確認するために必要な戸籍謄本の種類は被相続人の過去の経緯（結婚・転籍・養子縁組等）に加え、法務省令による改製等も関係し各々異なります。

【被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本について】

相続手続きにあたり「どなたが相続人になるか」確認させていただくため、被相続人の「生まれてからお亡くなりになられた時までの連続した戸籍謄本」のご提出をお願いしています。

戸籍が改製されると、書換前の戸籍に書かれていた記載の一部が省略され、最新の戸籍にない情報が「改製原戸籍謄本」や「除籍謄本」から見つかることもあり、「改製原戸籍謄本」や「除籍謄本」のご提出もお願いしております。

【相続人の戸籍謄本について】

相続人の方が、結婚・養子縁組等で新戸籍となり、氏名・生年月日等について、被相続人の戸籍謄本と相続人の「印鑑証明書」で一致を確認できない場合、相続人の方の戸籍謄本のご提出をお願いし、被相続人との関係を確認させていただく場合があります。

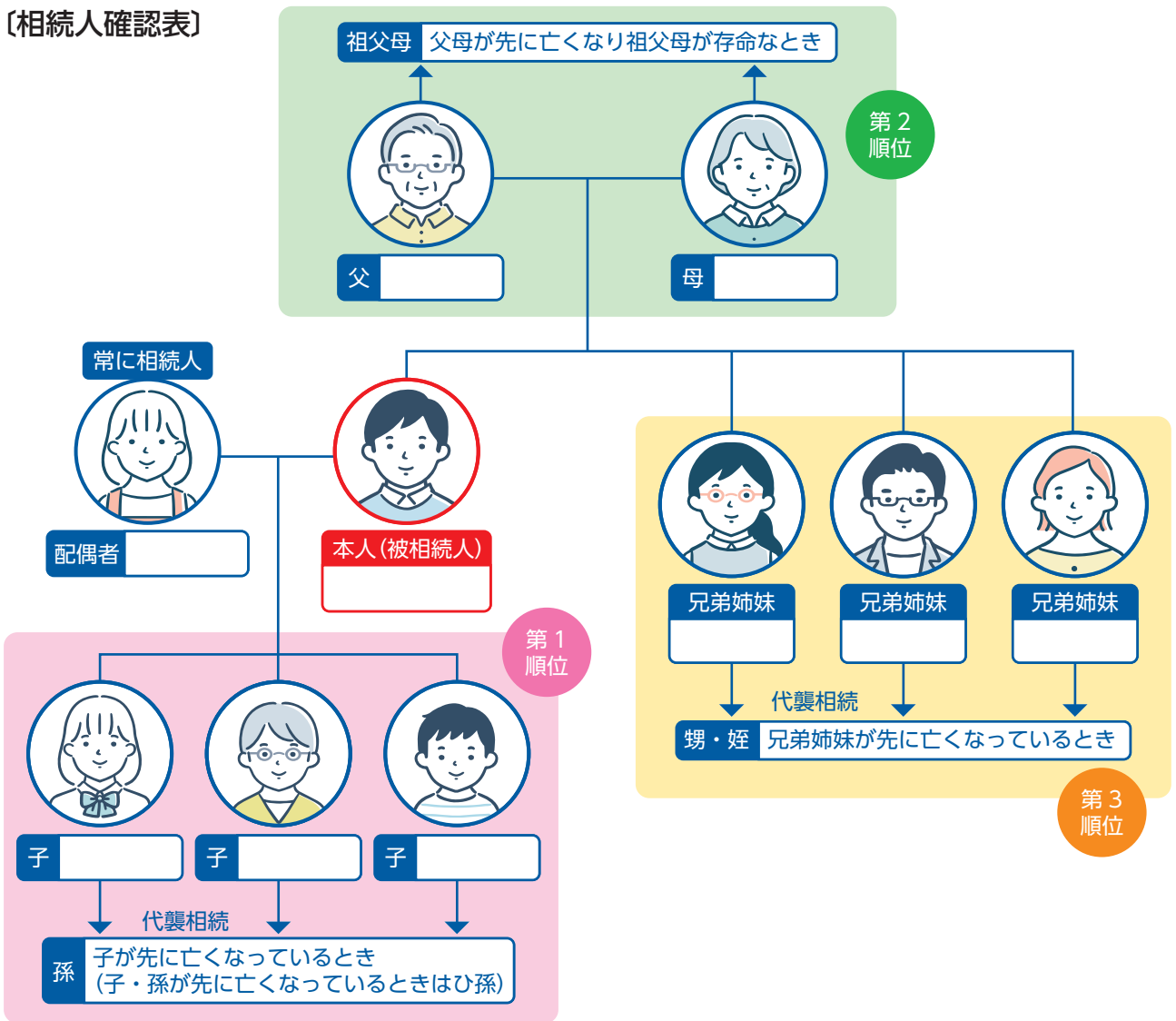
【戸籍謄本収集の流れ】

被相続人を中心とする「相続人関係図」を作成し、「死亡時戸籍」から「出生時戸籍」へと過去にさかのぼる形で連続性を確認しながら入手していくと戸籍謄本収集の効率が上がります。（後記「相続人確認表」Ⅴ、Ⅵ、Ⅶを参照ください）

【法定相続情報一覧図について】

法務局で発行する法定相続情報一覧図を提出される場合は戸籍謄本の提出は不要となります。

〔相続人確認表〕



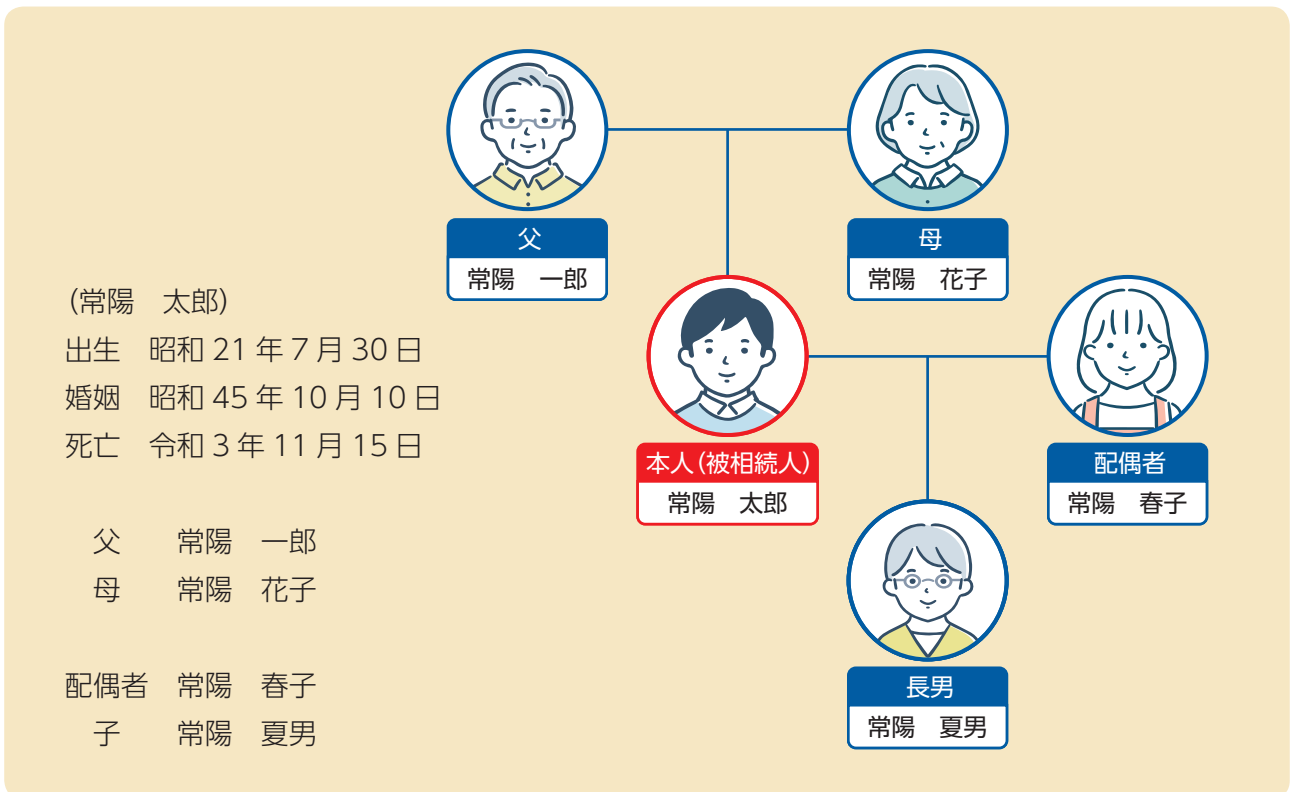
V 戸籍謄本の入手方法について

- 戸籍謄本は、一番新しい戸籍（被相続人の死亡の事実が記載された戸籍）から、古い戸籍にさかのぼって請求していきます。
- 戸籍謄本の「戸籍事項欄」の戸籍の編成事由、編成日、除籍日と被相続人の「身分事項欄」の出生事項、婚姻事項、離婚事項等事実発生日を見ながら、前の「本籍」が何処であったか、その戸籍の「筆頭者」が誰であるかを確認し、以前本籍のあった市区町村に請求していく必要があります。
- 戸籍謄本等は、以下のいずれかの方法で入手します。
 - ①本籍地の役所の窓口で直接請求する。
 - ②郵送で請求する。
- 申請書類や手数料は各自治体により異なります。事前に本籍地の役所に電話で照会するか、ホームページを参照して申請の仕方をご確認ください。

VI 具体的戸籍謄本のたどり方について

以下の事例をもとに、戸籍謄本を入手する際の具体的な流れをご説明します。

- 被相続人：常陽 太郎
- 現在の戸籍（平成6年式戸籍）
 - 本籍地：茨城県水戸市〇〇町1丁目1番地
 - 筆頭者：常陽 太郎



①現在の戸籍謄本（平成6年式戸籍）…常陽太郎氏の死亡時の戸籍

◆戸籍謄本の請求の仕方

- ・被相続人の死亡時の戸籍謄本を現在地の本籍地の役所に請求します。
（常陽太郎氏の場合は「水戸市役所に請求」）
- ・役所に請求する場合、「相続手続に必要なため、被相続人の生まれてから死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください」と申し出るとこの前の戸籍も入手できる場合があります。

◆戸籍謄本の見方

- ・この戸籍謄本は平成6年の法令改正により平成17年7月2日に改製をしています。
- ・太郎氏の「身分事項欄」に死亡の記載がありますので、この戸籍が太郎氏の死亡時の戸籍となります。

		全部事項証明
本籍	本籍 氏名	茨城県水戸市〇〇町1丁目1番地 常陽 太郎
筆頭者の 戸籍事項	戸籍改製	【改製日】 平成17年7月2日 【改正事由】 平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍事項欄	戸籍に記録されている者	【名】 太郎 【生年月日】 昭和21年7月30日 【父】 常陽一郎 【母】 常陽花子 【続柄】 長男
身分事項欄	除籍	常陽太郎氏は、死亡により「除籍」とされています。
	身分事項 出生	【出生日】 昭和21年7月30日 【出生地】 茨城県水戸市 【届出日】 昭和21年8月5日 【届出人】 父
	婚姻	【婚姻日】 昭和45年10月10日 ← 婚姻事項 【配偶者氏名】 足利春子 【従前戸籍】 茨城県日立市〇〇町壱貳参番地 常陽一郎 ← 従前戸籍
	死亡	【死亡日】 令和3年11月15日 【死亡時分】 午後2時35分 【死亡地】 茨城県水戸市 ← 死亡事項 【届出日】 令和3年11月17日 【届出人】 親族 常陽春子
	戸籍に記録されている者	【名】 春子 【生年月日】 昭和23年4月12日 【父】 足利健一 【母】 足利康子 【続柄】 二女
	身分事項 出生	【出生日】 昭和23年4月12日 【出生地】 栃木県宇都宮市 【届出日】 昭和23年4月15日 【届出人】 父
	婚姻	【婚姻日】 昭和45年10月10日 【配偶者氏名】 常陽太郎 【従前戸籍】 栃木県宇都宮市

②改正原戸籍（常陽太郎氏の婚姻時の戸籍）

◆戸籍謄本の見方

- ・①の平成6年式戸籍の改製前の戸籍です。（冒頭に「平成六年法務省令・・・による改製につき平成拾七年七月式日消除」とあります）
- ・太郎氏の身分事項に「昭和四拾五年拾月拾日足利春子と婚姻・・・茨城県日立市・・・常陽一郎戸籍から入籍」とあり、一つ前の戸籍（婚姻前の戸籍）は、本籍が「茨城県日立市〇〇町壱貳参番地」、筆頭者は「常陽一郎」氏であることがわかります。

◆戸籍謄本の請求の仕方

- ・この戸籍謄本の本籍地は「茨城県水戸市」ですので①の平成6年式戸籍と同様「水戸市役所」に請求します。（従前の戸籍は「日立市役所」に請求します）

子の身分事項欄		配偶者の身分事項欄		身分事項欄		戸籍事項欄		本籍		改正原戸籍であることの表示					
六七番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍 昭和四拾七年八月八日水戸市で出生同月拾壹日父届出入籍 平成八年拾壹月参日めぶき秋子と婚姻届出茨城県土浦市〇〇町		町参四五番地足利健一戸籍から入籍 昭和四拾五年拾月拾日常陽太郎と婚姻届出栃木県宇都宮市△△ 出入籍 昭和四拾参年四月拾式日栃木県宇都宮市で出生同月拾五日父届		壱貳参番地常陽一郎戸籍から入籍 昭和四拾五年拾月拾日足利春子と婚姻届出茨城県日立市〇〇町		婚姻の届出により昭和四拾五年拾月拾日編製 昭和四拾参年七月参拾日水戸市で出生同年八月五日父届出入籍		籍本 茨城県水戸市〇〇町壱丁目番地		改製原戸籍 平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項による改製につき平成拾七年七月式日消除					
生	出	母	父	生	出	妻	母	父	生	出	夫	母	父	名	氏
昭和四拾七年八月八日		春子	常陽太郎	昭和四拾参年四月拾式日		春子	康子	健一	昭和四拾参年七月参拾日		太郎	花子	一郎	常陽太郎	
	男長						女二					男長			

平成6年の法令改正により消除されている

戸籍の筆頭者

生年月日

夫の表示、本人の名

父母の氏名・父母との続柄

③ 除籍謄本（常陽太郎氏婚姻前の戸籍）

◆ 戸籍謄本の見方

- ・ ②の婚姻時の戸籍で確認した従前の本籍地の「茨城県日立市」に請求した太郎氏の婚姻前の戸籍です。
- ・ 太郎氏の身分事項欄を見ると「出生事項」と「婚姻事項」が記載されており、婚姻後の新本籍が水戸市〇〇町1丁目1番地であることがわかります。
- ・ 「戸籍事項欄」に「昭和32年法務省令・昭和40年12月10日本戸籍編製」との記載があり、出生（昭和21年7月30日）以降にこの戸籍ができたことがわかりますので、これより前の戸籍があることとなります。
- ・ この戸籍の改製前の戸籍は、同じ本籍地（茨城県日立市）です。

◆ 戸籍謄本の請求の仕方

- ・ この戸籍謄本の本籍地は「茨城県日立市」ですので「日立市役所」に請求します。請求する際、常陽太郎氏の「出生から婚姻までの戸籍」を請求すると、この戸籍のほか次の④「改正原戸籍」の2種類を一緒に取り寄せることができる場合もあります。

身分事項欄										戸籍事項欄				本籍			
出生事項（省略） 婚姻事項（省略） 平成拾貳年八月拾日午前七時参分水戸市で死亡同月拾貳日親族常陽太郎届出除籍										出生事項（省略） 婚姻事項（省略） 死亡事項（省略）				昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月壹日改製につき昭和四拾年拾月拾日本戸籍編製 平成拾貳年八月拾貳日消除		籍本 茨城県日立市〇〇町壹式参番地	
昭和参拾参年七月参拾日日立市で出生同年八月五日父届出入籍		昭和四拾五年拾月拾日足利春子と婚姻届出同月拾五日水戸市長から送付水戸市〇〇町壹丁目壹番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍		父 常陽 一郎		母 大正拾参年六月拾参日		妻 花子		母 うめ		父 茨城 辰男		女二		名氏 常陽 一郎	
生 昭和参拾参年七月参拾日		太郎		母 花子		父 男長		妻 花子		母 うめ		父 茨城 辰男		女二		名氏 常陽 一郎	
生 大正九年七月拾日		太郎		母 花子		父 男長		妻 花子		母 うめ		父 茨城 辰男		女二		名氏 常陽 一郎	

除籍

↑

除籍謄本の表示

④改正原戸籍（常陽太郎氏出生時の戸籍）

◆戸籍謄本の見方

- ・この戸籍は家制度に基づく戸籍で、夫婦と子供以外の続柄の人も記載されています。
- ・戸籍事項から昭和3年に家督相続により日立市で編製されたことがわかります。
- ・太郎氏の「身分事項欄」にある「出生事項」は、出生したのが昭和21年で、この戸籍の編製時期（昭和3年）より後ですので、これが出生時の戸籍となります。

◆戸籍謄本の請求の仕方

- ・この戸籍謄本の本籍地は「茨城県日立市」ですので「日立市役所」に請求します。

昭和三拾五年七月参拾日日立市で出生同年八月五日父届出入籍			
男長			
出生	父	母	
昭和三拾五年七月参拾日	常陽一郎	花子	男長

(中略)

出生事項(省略)			
婚姻事項(省略)			
夫の死亡事項(省略)			
死亡事項(省略)			
出生	父	母	
明治三拾五年八月八日	亡 栃木 午夫	はな ところ	女二

(中略)

本籍			
茨城県日立市〇〇町三式参番地			
本籍ニ於テ出生父丑之助届出:(以下略)			
昭和参年参月拾日前戸主丑之助死亡ニ因リ家督相続届出同月拾日受付:(以下略)			
婚姻事項(省略)			
昭和参拾式年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月参日本戸籍改製			
昭和参拾式年法務省令第二十七号により昭和四拾年拾式月拾日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除			

(中略)

主戸			
主戸前			
出生	父	母	前戸主 この続柄
大正九年七月拾日	常陽一郎	亡 是な	常陽丑之助長男

本籍

改製原戸籍

以上で戸籍謄本の取り寄せは終了になります。

常陽太郎氏の事例では、死亡の事実の記載がある戸籍から出生時の戸籍にさかのぼって請求した結果①～④の4種類になりました。

Ⅶ 戸籍謄本の連続性の確認方法

○新しい戸籍ができると古い戸籍は「消除」「除籍」といった記載が行われます。「新しい戸籍の作成日」と「旧戸籍のなくなった日（消除日・除籍日）」の一致により連続性を確認します。

○戸籍がいつ作られたか「戸籍事項欄」に記載されます。戸籍が新しく編製される主な理由は下記のケースです。

理由	記載内容	確認方法
法律による様式変更の場合	改製	「改製日」に注目し、一つ前の戸籍を請求すると「改製原戸籍」と書かれた戸籍が入手でき、通常「改製日」と「消除日」が一致しています。
婚姻や離婚、養子縁組等の場合	編製	「編製日」を確認します。一つ前の戸籍では、被相続人の「身分事項欄」を見ます。欄の最後に「新戸籍編製により除籍」という記載があれば除籍された日を確認し、新戸籍の「編製日」と一つ前の戸籍の「除籍日」の一致を確認します。
他の市区町村から本籍を移した場合	転籍	「転籍日」を確認します。一つ前の戸籍では、被相続人の「戸籍事項欄」を見ます。欄の最後に「転籍により除籍」という記載があれば除籍された日を確認し、新戸籍の「転籍日」と一つ前の戸籍の「除籍日」の一致を確認します。

※昭和 23 年式より旧式の戸籍では、戸籍事項欄と身分事項欄が分かれておらず、戸籍事項欄が戸主の身分事項欄に記載されています